

国営造成施設総合水利調整管理事業
大井川用水地区河川協議補完資料作成業務

特 別 仕 様 書

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	国営造成施設総合水利調整管理事業 大井川用水地区河川協議補完資料作成業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目 的) 第1－2条	本業務は、国営大井川用水地区の水利権に係る管理用水等の算定を行い、河川協議書を補完することを目的とする。
(場 所) 第1－3条	本業務において対象とする施設の場所は、静岡県島田市地内他7市1町で別添施行位置図に示すとおりである。
(履行確実性評価の 達成状況の確認) 第1－4条	本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備等
(一般事項) 第1－5条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

項 目	内 容														
(管理技術者) 第 1－6 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr><tr><td>博 士</td><td>業務に該当する部門</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木		博 士	業務に該当する部門	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木														
博 士	業務に該当する部門														
(担当技術者) 第 1－7 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。														
(配置技術者の確認) 第 1－8 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。														
(保険加入) 第 1－9 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。														

項 目	内 容																						
第2章 作業条件 (基本条件) 第2－1条	本業務における基本条件は、以下のとおりとする。 大井川用水地区 現行水利使用概要 ・関係市町村：静岡県島田市他7市1町 ・受益面積：7450ha ・最大取水量 (単位：m³ / s) <table><tr><th>施設 \ 期間</th><th colspan="4">かんがい期</th><th>非かんがい期</th></tr><tr><td rowspan="3">川口取水口</td><td>4月11日から</td><td>5月6日から</td><td>6月6日から</td><td>9月1日から</td><td>10月1日から</td></tr><tr><td>5月5日まで</td><td>6月5日まで</td><td>8月31日まで</td><td>9月30日まで</td><td>翌年の 4月10日まで</td></tr><tr><td>16.216</td><td>34.973</td><td>35.103</td><td>32.170</td><td>14.464</td></tr></table>	施設 \ 期間	かんがい期				非かんがい期	川口取水口	4月11日から	5月6日から	6月6日から	9月1日から	10月1日から	5月5日まで	6月5日まで	8月31日まで	9月30日まで	翌年の 4月10日まで	16.216	34.973	35.103	32.170	14.464
施設 \ 期間	かんがい期				非かんがい期																		
川口取水口	4月11日から	5月6日から	6月6日から	9月1日から	10月1日から																		
	5月5日まで	6月5日まで	8月31日まで	9月30日まで	翌年の 4月10日まで																		
	16.216	34.973	35.103	32.170	14.464																		
(作業条件) 第2－2条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。																						
(貸与資料等) 第2－3条	貸与資料は次のとおりである。																						

項 目	内 容																				
	<table><tr><th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr><tr><td>令和元年度 国営造成施設水利管理事業 大井川用水地区河川協議資料作成その2業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和元年度 国営造成施設水利管理事業 大井川用水地区受益面積調査業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和2年度 国営造成施設水利管理事業 大井川用水地区河川協議資料作成その3業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和2年度 国営造成施設水利管理事業 大井川用水地区還元水補足調査 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和3年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 大井川用水地区河川協議資料補足業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>国営大井川用水農業水利事業 変更河川協議書（大井川水系大井川等及び菊川水系菊川等における水利使用（変更）に関する河川法第23条及び第24条に係る同法第95条の協議（大井川用水））（平成22年7月15日同意）</td><td>1 式</td></tr><tr><td>国営大井川用水農業水利事業 変更河川協議書（案）（大井川水系大井川等及び菊川水系菊川等における水利使用（変更）に関する河川法第23条及び第24条に係る同法第95条の協議（大井川用水））（協議書オリジナルファイルを含む。）</td><td>1 式</td></tr><tr><td>大井川用水地区河川協議書（伊太発電所 平成23年3月31日同意）</td><td>1 式</td></tr><tr><td>大井川用水地区 水収支計算プログラム（表計算形式）</td><td>1 式</td></tr></table>	貸 与 資 料	数 量	令和元年度 国営造成施設水利管理事業 大井川用水地区河川協議資料作成その2業務 報告書	1 式	令和元年度 国営造成施設水利管理事業 大井川用水地区受益面積調査業務 報告書	1 式	令和2年度 国営造成施設水利管理事業 大井川用水地区河川協議資料作成その3業務 報告書	1 式	令和2年度 国営造成施設水利管理事業 大井川用水地区還元水補足調査 報告書	1 式	令和3年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 大井川用水地区河川協議資料補足業務 報告書	1 式	国営大井川用水農業水利事業 変更河川協議書（大井川水系大井川等及び菊川水系菊川等における水利使用（変更）に関する河川法第23条及び第24条に係る同法第95条の協議（大井川用水））（平成22年7月15日同意）	1 式	国営大井川用水農業水利事業 変更河川協議書（案）（大井川水系大井川等及び菊川水系菊川等における水利使用（変更）に関する河川法第23条及び第24条に係る同法第95条の協議（大井川用水））（協議書オリジナルファイルを含む。）	1 式	大井川用水地区河川協議書（伊太発電所 平成23年3月31日同意）	1 式	大井川用水地区 水収支計算プログラム（表計算形式）	1 式
	貸 与 資 料	数 量																			
	令和元年度 国営造成施設水利管理事業 大井川用水地区河川協議資料作成その2業務 報告書	1 式																			
	令和元年度 国営造成施設水利管理事業 大井川用水地区受益面積調査業務 報告書	1 式																			
	令和2年度 国営造成施設水利管理事業 大井川用水地区河川協議資料作成その3業務 報告書	1 式																			
	令和2年度 国営造成施設水利管理事業 大井川用水地区還元水補足調査 報告書	1 式																			
	令和3年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 大井川用水地区河川協議資料補足業務 報告書	1 式																			
	国営大井川用水農業水利事業 変更河川協議書（大井川水系大井川等及び菊川水系菊川等における水利使用（変更）に関する河川法第23条及び第24条に係る同法第95条の協議（大井川用水））（平成22年7月15日同意）	1 式																			
	国営大井川用水農業水利事業 変更河川協議書（案）（大井川水系大井川等及び菊川水系菊川等における水利使用（変更）に関する河川法第23条及び第24条に係る同法第95条の協議（大井川用水））（協議書オリジナルファイルを含む。）	1 式																			
	大井川用水地区河川協議書（伊太発電所 平成23年3月31日同意）	1 式																			
大井川用水地区 水収支計算プログラム（表計算形式）	1 式																				
（貸与資料の取扱い） 第2－4条	第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 （1）貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 （2）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 （3）貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。 （4）全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 （5）貸与資料により得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報について遵守するものとし、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。 （6）その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																				

項 目	内 容																		
第3章 設計作業 内容 （作業項目及び数量） 第3－1条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりとする。 作業項目表 <table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>1.資料の検討</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>2.還元水の算定</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>3.管理用水の検討</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>4.河川協議書補完</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>5.点検取りまとめ</td><td>1式</td><td></td></tr></table>	作 業 項 目	数 量	備 考	1.資料の検討	1式		2.還元水の算定	1式		3.管理用水の検討	1式		4.河川協議書補完	1式		5.点検取りまとめ	1式	
作 業 項 目	数 量	備 考																	
1.資料の検討	1式																		
2.還元水の算定	1式																		
3.管理用水の検討	1式																		
4.河川協議書補完	1式																		
5.点検取りまとめ	1式																		
（作業の留意点） 第3－2条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 （1）報告書作成において、共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 （2）報告書作成において、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 （3）その他 ① 作業の進め方及び作業の方法等については、あらかじめ監督職員と十分打合せを行うものとする。 ② 水収支計算プログラム（表計算形式）はプログラムを複製し、複製したプログラムが国営大井川用水農業水利事業 変更河川協議書（案）の用水計算書と同じ結果が得られることを確認後、本業務の作業を行うものとする。 ③ 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。																		
第4章 打合せ （打合せ） 第4－1条	共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手段階（対面） 第2回 中間打合せ（WEB）（管理用水算定結果出力段階） 第3回 中間打合せ（WEB）（河川協議補完実施段階） 最終回 成果とりまとめ段階（対面） なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。 また、中間打合せはWEBを考えている。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。																		

項 目	内 容
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条 (成果物の提出先) 第5-2条	その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 本業務は電子納品対象業務とする。 (1) 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体 (CD-R もしくは DVD-R) 正/副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途1部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。 (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (6) その他重要な変更が生じた場合。
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

国営造成施設総合水利調整管理事業 大井川用水地区河川協議補完資料作成業務

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	数量
1. 資料の検討	業務の実施にあたり、貸与する資料及び大井川用水地区水収支計算プログラム（表計算形式）の内容を把握する。	1 式
2. 還元水の算定	発注者が貸与する「国営大井川用水農業水利事業 変更河川協議書（案）」の還元水対象水路の内、和田用水は各月の還元率を全て0%としているが、現行水利権の還元率を適用し還元水の算定を行う。 算定した還元水は、発注者が貸与する「大井川用水地区水収支プログラム」の和田用水還元水に関連する箇所の再計算を行い、大井川用水地区全体の大井川依存量を取りまとめる。	1 式
3. 管理用水の検討	「2. 還元水の算定」結果及び国営大井川用水農業水利事業 変更河川協議書（平成 22 年 7 月 15 日同意）を踏まえ、25 路線の管理用水を路線毎に算定（不定流解析による。）する。 【対象路線】 神座用水、向谷用水、白岩寺幹線、柳久保 1 号線、柳久保 2 号線、柳久保 3 号線、柳久保 4 号線、柳久保 5 号線、志太幹線、一番用水、五百間用水、芝地幹線、庄右衛門用水、木屋用水、和田用水、大官島用水、東部幹線、中央幹線、瀬戸川下流、金谷用水、菊川幹線、菊川右岸幹線、菊川左岸幹線、掛川幹線、嶺田用水	1 式
4. 河川協議書補完	貸与した「国営大井川用水農業水利事業 変更河川協議書（案）」を「2. 還元水の算定」及び「3. 管理用水の検討」結果を基に修正し、「国営大井川用水農業水利事業 変更河川協議書（修正版（案）」1 式を作成する。	1 式
5. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式